

備今えから申確定告

医療費控除には明細書の作成が必要です

令和2年分から領収書の提出はできません！

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付**が必要となっています。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは領収書を提示または提出します)
※平成28年分までの確定申告等を行う際には、従来どおり領収書の提出が必要です。

医療費控除の明細書の記載例

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
青色太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円
〃	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	1,560円
〃	△△薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円
青色花子	××診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円

※「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記載します。
※会員の方には、本紙12月号に「医療費控除の明細書」を同封します。用紙をお持ちでない方はご利用ください。ただし、記載例を参考にご自身で明細書を作成しても差し支えありません。
※セルフメディケーション税制の明細書等については、国税庁HPをご参照ください。

確定申告に関する詳しい情報は税務署にお問い合わせください

経理に不安のある方へ

記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービス

青色申告特別控除65万円が適用されると、**所得税・住民税、国民健康保険料**等の負担が少なくなります！

パソコンと手書き、二つの帳簿作成方法が選べます！

毎月の伝票確認から決算申告指導まで、専属の**担当者**が付いた**完全予約制**。だから、安心・便利です。

ばっちり節税
とっても安心

本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自計化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

税理士関与の方は税理士にご相談ください

お問い合わせ | TEL 0465-24-2614(事業課)

県税事務所からのお知らせ

10月は個人県民税・市町村民税の第3期分の納期です！

個人県民税とは

・県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様にその能力に応じて負担していただく税金です。
・県では、水環境保全・再生に必要な特別な財源として、個人県民税の超過課税（均等割 300円、所得割 0.025%）分を活用しています（平成29年度～令和3年度の5年間）。

【納める人】

毎年1月1日現在県内に住所がある個人	均等割と所得割
毎年1月1日現在県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人	均等割

【納める額】（令和3年度）

・均等割……年額1,800円
・所得割……政令市に住所がある方は、課税総所得金額の2.025%を、その他の市町村に住所がある方は、4.025%を負担していただきます。

【申告と納税】

申告・納税などの事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行います。
・申告期限
申告期限は3月15日です。（所得税の確定申告書を提出した方や原則として給与所得のみの方は、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。）
・納税

給与所得者	6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から天引きされます。
給与所得者以外の所得者	原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。
公的年金等に係る年金所得	年6回の年金支給時ごとに年金から天引きされます。

◇問合せ先 | 小田原県税事務所 事業課 TEL0465-32-8000(代)

税の基礎知識

医療費控除について

本人又は生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合、医療費控除の申告ができます。医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次のとおりです。

医師又は歯科医師による診療又は治療の対価

○対象

○医師に支払った診療費・治療費
○入院の対価として支払う部屋代・食事代等
○人間ドック等により病気が発見され、引き続き治療を行う場合の人間ドック費用
○医師の指示や、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代
○親族以外の付添人への報酬
○発育段階にある子供の歯列矯正費用

✕非対象

○医師や看護師への謝礼
○入院のために購入した身の回り品の費用（寝巻き、洗面用具代等）
○テレビや冷蔵庫の使用料
○健康診断・人間ドック費用
○インフルエンザの予防接種
○自己の都合で利用した差額ベッド代
○美容のための整形手術費用
○付添人が親族の場合の報酬
○診断書の作成費用

医薬品等の購入

○対象

○医師の処方による薬
○治療のため薬局で購入した医薬品（風邪薬、鎮痛剤など薬事法に規定する医薬品）
○治療のため必要な医師の指示で装着するメガネの購入費用（病名などを医師が記入した所定の処方箋が必要）
○成人用オムツ（医師の作成した「おむつ使用証明書」が有る場合）

✕非対象

○病気の予防や健康維持・増進、美容のため購入したマスク、サプリメントなど
○日常生活用のメガネ・補聴器の購入代
○防ダニ寝具、空気清浄機の購入費用
○健康器具の購入代金

治療通院のための交通費

○対象

○電車・バス等の公共交通機関の利用料（領収書や家計簿等に記入しておく）
○病状により公共交通機関が利用できない場合のタクシー代
○幼児や、要介護者などに同行する付添人の交通費

✕非対象

○自家用車で通院するためのガソリン代、駐車場代
○里帰り出産のための交通費
○タクシー代

あんま・マッサージ

○対象

○施術者（あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師に関する法律に規定する施術者）、柔道整復師による施術費用

✕非対象

○資格を持たない者による施術費用
○健康維持や疲れを癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用

介護施設等

○施設等の領収書には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。

次の算式によって計算した金額が控除額となります。

その年中に支払った医療費の額

－

保険金などで補てんされる金額

－

10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%相当額）

=

医療費控除額（最高200万円）

医療費控除Q&A

Q

入院費を超える金額の生命保険契約に基づく入院給付金の支払を受けたときは、その超えた部分の金額は他の治療費から差し引く必要がありますか？

A

他の治療費から差し引いて医療費控除の計算を行う必要はありません。
支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費の金額からは差し引きません。

Q

共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合には、その医療費は、誰の医療費控除の対象になりますか？

A

夫婦が生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象となります。

Q

未払の医療費は医療費控除の対象となりますか？

A

医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額に限られており、その年中に治療が終わっている場合であっても、未払となっている医療費は、その年の医療費控除の対象とはなりません。

小田原税務署 0465-35-4511(代表)

小田原青色申告会の公式ウェブサイト

ご活用ください！！

様々な会員サービスや各種セミナー、税務情報などを随時更新しています

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

税のカレンダー

○所得税の予定納税額の減額申請（申請期限）……………11月15日(月)
○所得税の予定納税額の納付（第2期分）……………11月30日(火)
○個人事業税の納付（第2期分）……………11月30日(火)
○固定資産税・都市計画税【11月分】（5期）小田原市……………11月30日(火)
※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限については、お住まいの市町村にご確認ください。

小田原税務署からのお知らせ

窓口での納税は令和3年10月1日から9時～16時までお願いします

安全・便利・非対面 キヤッシュレス納付のご案内

ダイレクト納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。
※事前手続オンライン対応。（個人の方に限ります）

事前手続 e-Tax

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。
※個人の申告所得税・消費税に限りません。
※事前手続オンライン対応。

事前手続

インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

e-Tax

クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付（立替払い）を委託する方法です。
※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。

事前手続

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

ご予約はお早め！

会員限定無料相談

要ご予約

予約 24-2612

弁護士の法律相談会 10時～12時
10月15日(金)
11月2日(火)
11月19日(金)
12月7日(火)
12月17日(金)

弁護士の相続相談会 10時～12時
10月20日(水)
11月17日(水)
12月15日(水)

社労士の年金・社会保険相談会 10時～12時
11月9日(火)
12月14日(火)
1月11日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会 10時～12時
10月28日(木)
11月25日(木)
12月23日(木)

税理士の税相談会 14時～16時
10月21日(木)
11月18日(木)
12月16日(木)

日本政策金融公庫の融資相談会 10時～12時
12月1日(水)
※お急ぎの場合はご相談ください

経営コンサルタントの経営相談会 日時応談
予約 24-2614

会場：納税者センター・青色会館

ご注意ください
同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。